

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月25日

【中間会計期間】 第104期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社北日本銀行

【英訳名】 The Kita-Nippon Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 佐藤安紀

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

【電話番号】 盛岡(019)653局1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 柴田克洋

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目8番地
株式会社北日本銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3294局0151番

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長兼東京事務所長 川井 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社北日本銀行 仙台支店
(宮城県仙台市青葉区中央三丁目10番19号)
株式会社北日本銀行 東京支店
(東京都千代田区神田錦町一丁目8番地)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	14,102	14,663	15,179	28,499	29,905
連結経常利益	百万円	1,712	2,282	1,389	4,549	5,119
連結中間純利益	百万円	929	1,419	720	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	2,780	3,031
連結純資産額	百万円	57,566	61,025	62,312	58,980	63,618
連結総資産額	百万円	1,121,410	1,134,426	1,145,937	1,164,994	1,154,324
1株当たり純資産額	円	7,069.10	7,145.33	7,127.10	7,174.48	7,275.65
1株当たり中間純利益	円	114.10	168.76	82.37	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	337.24	356.93
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	168.33	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	337.21	355.53
自己資本比率	%	—	5.37	5.43	—	5.51
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.76	10.10	10.08	9.75	10.16
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△18,725	△21,467	9,865	△12,028	△25,630
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,163	17,183	△11,833	308	20,461
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,211	1,492	△313	△950	2,316
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	35,997	36,312	33,971	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	39,103	36,252
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,033 [378]	1,014 [386]	1,026 [389]	1,002 [376]	988 [391]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成17年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないので記載しておりません。また、平成19年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないので記載しておりません。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 5 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第102期中	第103期中	第104期中	第102期	第103期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	12,750	13,298	13,749	25,747	27,165
経常利益	百万円	1,552	2,228	1,331	4,246	5,023
中間純利益	百万円	835	1,364	678	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	2,615	2,969
資本金	百万円	6,146	7,238	7,761	6,384	7,761
発行済株式総数	千株	8,190	8,589	8,793	8,265	8,793
純資産額	百万円	56,508	59,840	61,079	57,851	62,426
総資産額	百万円	1,119,832	1,132,899	1,144,614	1,163,238	1,153,184
預金残高	百万円	1,031,682	1,046,540	1,059,564	1,072,628	1,063,716
貸出金残高	百万円	747,732	779,274	806,641	776,629	791,045
有価証券残高	百万円	231,348	214,520	217,911	233,459	210,730
1株当たり配当額	円	25.00	25.00	30.00	50.00	60.00
自己資本比率	%	—	5.28	5.33	—	5.41
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.61	9.93	9.92	9.58	10.00
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	955 [215]	936 [225]	945 [234]	925 [217]	906 [232]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	その他業務	合計
従業員数(人)	986 [361]	40 [28]	1,026 [389]

(注) 1 従業員数は、当行グループからグループ外への出向者を除いております。また、嘱託及び臨時従業員379人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	945 [234]
---------	--------------

(注) 1 従業員数は、当行から他社への出向者を除いております。また、嘱託及び臨時従業員234人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、北日本銀行従業員組合と称し、組合員数は965人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。なお、組合員数には、他社へ出向している組合員を含めております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間のわが国経済をみますと、鉱工業生産は一部で在庫調整の動きがみられましたが内外需要に支えられ増加基調を維持し、企業収益が好調なことから設備投資は製造業を中心として引き続き増加しました。雇用・所得情勢は厳しさが残るものの着実に改善し、個人消費も底堅い動きとなっており、内需を背景として緩やかながら景気回復の動きが持続しました。しかし、公共投資は総じて低調で、住宅建設が改正建築基準法施行の影響もあって弱含みの動きとなり、企業倒産も前年に比較し増加傾向となるなど、一部では回復ペースの鈍化もみられました。

金融情勢は、短期金利が日銀の追加利上げ後は落ち着いた動きとなったのに対し、長期金利は前半上昇基調を強め、後半は米国金利動向を受け下降する動きとなりました。株価（日経平均）はサブプライム住宅ローン問題等による欧米の株価下落を背景に15千円台前半まで落ち込む場面もありましたが、その後は振れを伴いつつ徐々に回復する動きとなりました。

岩手県内経済をみますと、鉱工業生産は電子部品類、輸送機械等で好調を維持し活発な動きがみられ、公共投資も低水準ではあるものの請負額は前年を上回りました。しかし、雇用情勢は製造業を中心とした上昇基調の動きから横ばいの状況となり、個人消費は8月の猛暑から一部では持ち直しの動きもみられましたが、総じて弱含みの状況が続きました。さらに、設備投資は大型投資が一巡したこともあり増勢の動きが弱まり、住宅建設は持家、貸家とも低調な推移となりました。一方、農業は猛暑や台風による大雨被害等で野菜の品質低下から出荷額が減少傾向となりましたが、水稻の作柄は平年並みを確保しました。また、漁業はサケ・マス、マダラ等の漁獲量が増加し、需要増から水揚額も増加の状況となりました。このように岩手県内景気は全体としては緩やかな回復基調の推移となりましたが、一部では厳しい状況が続き、回復感が広がるまでには至りませんでした。

このような経済情勢のもと、当グループは役職員一致協力して地域に密着した営業活動を推進し、また資産の効率的な運用、諸経費の削減及び資産内容の一層の健全化を図った結果、次のような業績を収めることができました。

経常収益は、前中間連結会計期間比5億円増加して151億円、経常利益は前中間連結会計期間比8億円減少して13億円、中間純利益は前中間連結会計期間比6億円減少して7億円となりました。

事業の種類別セグメントの業績については、銀行業務での経常収益が前中間連結会計期間比453百万円増加して13,737百万円、経常利益が前中間連結会計期間比895百万円減少して1,337百万円となり、その他業務では経常収益が前中間連結会計期間比84百万円増加して1,730百万円、経常利益が前中間連結会計期間比1百万円増加して56百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローン等の減少などにより、前中間連結会計期間比313億円増加して98億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の増加などから、前中間連結会計期間比290億円減少して△118億円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権の行使がなかったことから、前中間連結会計期間比18億円減少して△3億円となりました。その結果、現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比22億円減少して339億円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は前中間連結会計期間比106百万円減少して10,359百万円、役務取引等収支は前中間連結会計期間比71百万円減少して520百万円、その他業務収支は前中間連結会計期間比280百万円減少して159百万円となりました。

国内業務部門の資金運用収支は前中間連結会計期間比61百万円減少して10,250百万円、役務取引等収支は前中間連結会計期間比71百万円減少して517百万円、その他業務収支は前中間連結会計期間比287百万円減少して150百万円となりました。

国際業務部門の資金運用収支は前中間連結会計期間比44百万円減少して109百万円、役務取引等収支は前中間連結会計期間比横這いの3百万円、その他業務収支は前中間連結会計期間比6百万円増加して8百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	10,311	153	10,465
	当中間連結会計期間	10,250	109	10,359
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	10,878	208	11,074
	当中間連結会計期間	11,705	164	11,844
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	566	55	609
	当中間連結会計期間	1,455	55	1,484
役務取引等収支	前中間連結会計期間	588	3	591
	当中間連結会計期間	517	3	520
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,603	4	1,607
	当中間連結会計期間	1,567	4	1,572
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,015	1	1,016
	当中間連結会計期間	1,050	1	1,052
その他業務収支	前中間連結会計期間	437	2	439
	当中間連結会計期間	150	8	159
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,628	9	1,637
	当中間連結会計期間	1,428	8	1,436
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,190	7	1,198
	当中間連結会計期間	1,277	—	1,277

- (注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
- 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間3百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間における資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に前中間連結会計期間比12,130百万円増加して1,051,813百万円となりました。また、受取利息は貸出金利回りが上昇したことを主因に、前中間連結会計期間比770百万円増加して11,844百万円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に前中間連結会計期間比3,119百万円増加して1,038,650百万円となりました。また、支払利息は、預金利回りが上昇したことを主因に、前中間連結会計期間比875百万円増加して1,484百万円となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(18,218) 1,038,394	(12) 10,878	2.08
	当中間連結会計期間	(15,202) 1,050,902	(25) 11,705	2.22
うち貸出金	前中間連結会計期間	764,152	9,455	2.46
	当中間連結会計期間	778,575	10,080	2.58
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1	0	0.62
	当中間連結会計期間	27	0	1.17
うち有価証券	前中間連結会計期間	202,856	1,366	1.34
	当中間連結会計期間	203,695	1,449	1.41
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	46,231	21	0.09
	当中間連結会計期間	48,932	120	0.49
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	2,560	21	1.66
	当中間連結会計期間	2,286	27	2.39
うち預け金	前中間連結会計期間	4,373	1	0.05
	当中間連結会計期間	2,182	2	0.19
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,034,231	566	0.10
	当中間連結会計期間	1,037,716	1,455	0.27
うち預金	前中間連結会計期間	1,030,387	536	0.10
	当中間連結会計期間	1,036,158	1,429	0.27
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,382	0	0.02
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	1,727	8	1.01
	当中間連結会計期間	747	6	1.81
うち社債	前中間連結会計期間	3,000	21	1.43
	当中間連結会計期間	3,000	21	1.43

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間2,199百万円、当中間連結会計期間1,227百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間2,605百万円、当中間連結会計期間2,508百万円)及び利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間3百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

3 ()内書は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	19,507	208	2.13
	当中間連結会計期間	16,113	164	2.03
うち貸出金	前中間連結会計期間	728	20	5.63
	当中間連結会計期間	716	20	5.73
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	18,360	163	1.77
	当中間連結会計期間	15,130	133	1.75
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	122	3	5.11
	当中間連結会計期間	67	1	5.33
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(18,218) 19,518	(12) 55	0.56
	当中間連結会計期間	(15,202) 16,136	(25) 55	0.68
うち預金	前中間連結会計期間	1,297	29	4.47
	当中間連結会計期間	933	21	4.63
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) ()内書は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,039,683	11,074	2.12
	当中間連結会計期間	1,051,813	11,844	2.24
うち貸出金	前中間連結会計期間	764,881	9,475	2.47
	当中間連結会計期間	779,292	10,100	2.58
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1	0	0.62
	当中間連結会計期間	27	0	1.17
うち有価証券	前中間連結会計期間	221,216	1,529	1.37
	当中間連結会計期間	218,826	1,582	1.44
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	46,354	25	0.10
	当中間連結会計期間	49,000	122	0.49
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	2,560	21	1.66
	当中間連結会計期間	2,286	27	2.39
うち預け金	前中間連結会計期間	4,373	1	0.05
	当中間連結会計期間	2,182	2	0.19
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,035,531	609	0.11
	当中間連結会計期間	1,038,650	1,484	0.28
うち預金	前中間連結会計期間	1,031,684	565	0.10
	当中間連結会計期間	1,037,091	1,451	0.27
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	1,382	0	0.02
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	1,727	8	1.01
	当中間連結会計期間	747	6	1.81
うち社債	前中間連結会計期間	3,000	21	1.43
	当中間連結会計期間	3,000	21	1.43

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間2,199百万円、当中間連結会計期間1,227百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間2,605百万円、当中間連結会計期間2,508百万円)及び利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間3百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

3 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は、保険窓販業務に係る受入手数料の減少等により、前中間連結会計期間比35百万円減少して1,572百万円となりました。また、役務取引等費用はローン保証料等の増加により、前中間連結会計期間比36百万円増加して1,052百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,603	4	1,607
	当中間連結会計期間	1,567	4	1,572
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	405	—	405
	当中間連結会計期間	370	—	370
うち為替業務	前中間連結会計期間	478	4	482
	当中間連結会計期間	470	4	474
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	6	—	6
	当中間連結会計期間	9	—	9
うち代理業務	前中間連結会計期間	70	—	70
	当中間連結会計期間	71	—	71
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	17	—	17
	当中間連結会計期間	16	—	16
うち保証業務	前中間連結会計期間	26	0	26
	当中間連結会計期間	13	0	13
うち投資信託取扱業務	前中間連結会計期間	317	—	317
	当中間連結会計期間	403	—	403
うち保険窓販業務	前中間連結会計期間	184	—	184
	当中間連結会計期間	97	—	97
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,015	1	1,016
	当中間連結会計期間	1,050	1	1,052
うち為替業務	前中間連結会計期間	78	1	80
	当中間連結会計期間	76	1	78
うちローン保証料等	前中間連結会計期間	865	—	865
	当中間連結会計期間	889	—	889

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,044,483	1,012	1,045,496
	当中間連結会計期間	1,057,234	997	1,058,231
うち流動性預金	前中間連結会計期間	368,443	—	368,443
	当中間連結会計期間	380,749	—	380,749
うち定期性預金	前中間連結会計期間	666,882	—	666,882
	当中間連結会計期間	669,885	—	669,885
うちその他	前中間連結会計期間	9,157	1,012	10,169
	当中間連結会計期間	6,599	997	7,597
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	1,044,483	1,012	1,045,496
	当中間連結会計期間	1,057,234	997	1,058,231

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	775,235	100.00	801,764	100.00
製造業	54,428	7.02	54,653	6.82
農業	1,276	0.17	1,137	0.14
林業	193	0.02	150	0.02
漁業	1,251	0.16	1,197	0.15
鉱業	174	0.02	426	0.05
建設業	43,319	5.59	39,832	4.97
電気・ガス・熱供給・水道業	1,236	0.16	1,919	0.24
情報通信業	4,179	0.54	3,476	0.43
運輸業	12,471	1.61	10,866	1.36
卸売・小売業	97,255	12.55	94,854	11.83
金融・保険業	41,841	5.40	45,368	5.66
不動産業	67,547	8.71	75,457	9.41
各種サービス業	116,473	15.02	118,661	14.80
地方公共団体	41,082	5.30	45,876	5.72
その他	292,502	37.73	307,884	38.40
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	775,235	—	801,764	—

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	106,532	—	106,532
	当中間連結会計期間	107,018	—	107,018
地方債	前中間連結会計期間	16,284	—	16,284
	当中間連結会計期間	13,320	—	13,320
社債	前中間連結会計期間	50,135	—	50,135
	当中間連結会計期間	58,931	—	58,931
株式	前中間連結会計期間	15,427	—	15,427
	当中間連結会計期間	13,463	—	13,463
その他の証券	前中間連結会計期間	9,000	16,161	25,162
	当中間連結会計期間	10,302	13,897	24,200
合計	前中間連結会計期間	197,381	16,161	213,543
	当中間連結会計期間	203,036	13,897	216,934

(注) 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	11,206	10,750	△456
経費(除く臨時処理分)	7,115	7,173	58
人件費	3,297	3,358	61
物件費	3,379	3,404	25
税金	438	409	△29
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	4,091	3,577	△514
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,091	3,577	△514
一般貸倒引当金繰入額	△165	△256	△91
業務純益	4,256	3,833	△423
うち債券関係損益	301	18	△283
臨時損益	△2,027	△2,501	△474
株式関係損益	77	113	36
不良債権処理損失	2,136	2,605	469
貸出金償却	806	576	△230
個別貸倒引当金繰入額	1,277	2,029	752
債権売却損	52	0	△52
その他臨時損益	32	△9	△41
経常利益	2,228	1,331	△897
特別損益	111	△77	△188
うち固定資産処分損益	△68	△24	44
税引前中間純利益	2,339	1,253	△1,086
法人税、住民税及び事業税	16	16	0
法人税等調整額	958	558	△400
中間純利益	1,364	678	△686

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

[次へ](#)

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.07	2.20	0.13
(イ)貸出金利回	2.44	2.56	0.12
(ロ)有価証券利回	1.34	1.41	0.07
(2) 資金調達原価 ②	1.47	1.65	0.18
(イ)預金等利回	0.10	0.27	0.17
(ロ)外部負債利回	0.15	0.00	△0.15
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.60	0.55	△0.05

(注) 1 「国内業務部門」とは、円建対非居住者取引を除く円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	14.97	12.16	△2.81
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	14.97	12.16	△2.81
業務純益ベース	15.57	13.03	△2.54
中間純利益ベース	4.99	2.30	△2.69

(注) $ROE = \frac{\text{業務純益(中間純利益)} \div 183 \times 365}{\text{資本勘定平均残高}} \times 100$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,046,540	1,059,564	13,024
預金(平残)	1,032,723	1,038,481	5,758
貸出金(末残)	779,274	806,641	27,367
貸出金(平残)	768,825	784,095	15,270

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	796,495	819,409	22,914
法人	249,032	239,158	△9,874
合計	1,045,527	1,058,567	13,040

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	254,729	270,099	15,370
うち住宅ローン残高	234,737	250,879	16,142
うちその他ローン残高	19,991	19,219	△772

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	645,806	663,313	17,507
総貸出金残高	②	百万円	779,274	806,641	27,367
中小企業等貸出金比率	①/②	%	82.87	82.23	△0.64
中小企業等貸出先件数	③	件	78,538	76,221	△2,317
総貸出先件数	④	件	78,704	76,384	△2,320
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.78	99.78	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	3	1	3	35
保証	2,643	12,183	2,516	9,495
計	2,646	12,184	2,519	9,531

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,238	7,761
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	4,467	4,989
	利益剰余金	40,684	42,493
	自己株式(△)	234	248
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	213	262
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	4	9
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	51,946	54,743
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	51,946	54,743	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	4,092	4,076
	一般貸倒引当金	3,244	2,875
	負債性資本調達手段等	3,000	3,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	3,000	3,000
	計	10,337	9,952
うち自己資本への算入額 (B)	10,337	9,952	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	39
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	62,284	64,657
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	606,993	589,126
	オフ・バランス取引等項目	9,266	9,671
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	598,797
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	42,224
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	3,377
	計(E)+(F)(注5) (H)	616,259	641,022
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		10.10	10.08
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		—	8.54

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,238	7,761
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	4,466	4,989
	その他資本剰余金	0	0
	利益準備金	3,500	3,500
	その他利益剰余金	35,998	37,759
	その他	—	—
	自己株式(△)	234	248
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	213	262
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	4	9
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	50,761	53,510
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	50,761	53,510
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	4,092	4,076
	一般貸倒引当金	3,197	2,819
	負債性資本調達手段等	3,000	3,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	3,000	3,000
計	10,290	9,896	
うち自己資本への算入額 (B)	10,290	9,896	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	39
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	61,052	63,368
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	605,456	587,770
	オフ・バランス取引等項目	9,266	9,671
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	597,441
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	41,076
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	3,286
計(E)+(F)(注5) (H)	614,722	638,518	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.93	9.92
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		—	8.38

(注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	111	80
危険債権	206	233
要管理債権	142	89
正常債権	7,467	7,775

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

平成19年度は、平成17年度からスタートした中期経営計画の最終年度となります。引き続き「意識と行動の改革」による「営業力の強化」をテーマに掲げ役職員一体となりお客様本位の営業を進めてまいります。また、各種リスク管理及びコンプライアンス態勢の充実に真摯に取り組む、地域社会の発展に寄与するという地域金融機関本来の使命に徹した経営を進めてゆく所存でございます。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	—	山田支店	岩手県 山田町	建替え	店舗	162	67	自己資金	平成19年9月	平成20年2月
当行	—	—	—	新設	事務機器	921	—	自己資金	—	平成20年3月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、増改築、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,793,776	8,793,776	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
計	8,793,776	8,793,776	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① (平成18年6月23日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	202	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	20,200	同 左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	5,707.6	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成23年6月30日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3	発行価格 6,389.780 資本組入額 3,195	同 左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が、当行または当行関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合、その後、新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の終値が、当該時点において有効な行使価額を50%以上下回る期間が6か月継続した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の条件は、当行と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	

	中間会計期間末現在	提出日の前月末現在
--	-----------	-----------

	(平成19年9月30日)	(平成19年11月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同 左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同 左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下、「目的株式数」という。)は、当初100株とする。

当行が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当行は次の算式により目的株数を調整する。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×無償割当、分割または併合の割合

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下、「出資価額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。(円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を切り捨てる。)。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。なお、いかなる場合においても、出資価額は当初出資価額を上回らない。

- (2) 当行が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当行は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割または併合の比率}}$$

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

行使に際して払込みまたは給付をした財産の額(資本金等増加限度額)として会社計算規則第40条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、その余を資本準備金として計上する。

4 合併等における新株予約権の交付

- (1) 当行は、当行を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画(以下、総称して「合併契約等」という。)の規定に従い、新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を交付することができる。

- (2) 存続会社等における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。

- (a) 交付される新株予約権(以下、「承継新株予約権」という。)の目的である存続会社等の株式の数
交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数(以下、「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前にある目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当行の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{合併契約等に定める当行の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}$$

- (b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下、「承継出資価額」という。)は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

5 新株予約権の取得

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当行株主総会または取締役会で承認された場合、当行は、当行取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当行は、当行取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

② (平成19年6月22日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	216	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	21,600	同 左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	5,350.3	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成24年6月30日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3	発行価格 6,117.270 資本組入額 3,059	同 左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が、当行または当行関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合、その後、新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の終値が、当該時点において有効な行使価額を50%以上下回る期間が6か月継続した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の条件は、当行と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同 左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同 左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下、「目的株式数」という。)は、当初100株とする。

当行が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当行は次の算式により目的株数を調整する。

調整後目的株式数=調整前目的株式数×無償割当、分割または併合の割合

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。（円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を切り捨てる。）ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、いかなる場合においても、出資価額は当初出資価額を上回らない。
- (2) 当行が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当行は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割または併合の比率}}$$

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
行使に際して払込みまたは給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
- 4 合併等における新株予約権の交付

- (1) 当行は、当行を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画（以下、総称して「合併契約等」という。）の規定に従い、新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を交付することができる。
- (2) 存続会社等における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。
- (a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社等の株式の数
交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前にある目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当行の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{合併契約等に定める当行の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}$$

- (b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

5 新株予約権の取得

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当行株主総会または取締役会で承認された場合、当行は、当行取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当行は、当行取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	8,793,776	—	7,761,103	—	4,989,212

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	623,500	7.09
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	462,909	5.26
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	300,076	3.41
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	299,900	3.41
日興シティ信託銀行株式会社 (投信口)	東京都品川区東品川二丁目3番14号	247,000	2.80
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	205,700	2.33
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	147,000	1.67
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ バリュー ポートフォリオ (常任代理人 シティバンク 銀行 株式会社証券業務部)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	141,000	1.60
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	136,500	1.55
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー Z棟	128,300	1.45
計	—	2,691,885	30.61

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 52,100	—	権利内容に何ら限定のない当行にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,645,300	86,453	同上
単元未満株式	普通株式 96,376	—	同上
発行済株式総数	8,793,776	—	—
総株主の議決権	—	86,453	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、3,300株含まれて
おります。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が33個含まれておりま
す。

2 単元未満株式には当行所有の自己株式88株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社北日本銀行	岩手県盛岡市 中央通一丁目6番7号	52,100	—	52,100	0.59
計	—	52,100	—	52,100	0.59

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	5,330	5,570	5,580	5,570	5,090	4,970
最低(円)	5,070	5,120	5,190	4,750	4,480	4,500

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 の連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※6	38,340	3.38	35,313	3.08	37,784	3.27
コールローン及び買入手形		59,565	5.25	46,115	4.02	72,082	6.25
買入金銭債権		2,497	0.22	2,262	0.20	2,448	0.21
商品有価証券		5	0.00	35	0.00	7	0.00
金銭の信託		2,481	0.22	2,423	0.21	2,508	0.22
有価証券	※6, 12	213,543	18.82	216,934	18.93	209,753	18.17
貸出金	※1, 2, 3, 4, 5, 7	775,235	68.34	801,764	69.97	786,314	68.12
外国為替	※5	210	0.02	187	0.02	159	0.01
その他資産	※6	5,491	0.48	6,546	0.57	5,607	0.49
有形固定資産	※8, 9, 10	24,945	2.20	25,198	2.20	25,047	2.17
無形固定資産		1,769	0.16	1,454	0.13	1,604	0.14
繰延税金資産		9,764	0.86	9,105	0.79	8,566	0.74
支払承諾見返	※12	12,184	1.07	9,531	0.83	12,834	1.11
貸倒引当金		△11,607	△1.02	△10,935	△0.95	△10,396	△0.90
資産の部合計		1,134,426	100.00	1,145,937	100.00	1,154,324	100.00
(負債の部)							
預金	※6	1,045,496	92.16	1,058,231	92.35	1,062,270	92.03
借入金	※6	1,622	0.14	680	0.06	814	0.07
外国為替		0	0.00	0	0.00	0	0.00
社債	※11	3,000	0.26	3,000	0.26	3,000	0.26
その他負債		3,895	0.34	5,046	0.44	4,384	0.38
賞与引当金		443	0.04	422	0.04	434	0.04
役員賞与引当金		—	—	—	—	30	0.00
退職給付引当金		2,928	0.26	2,599	0.22	2,788	0.24
役員退職慰労引当金		—	—	324	0.03	324	0.03
再評価に係る繰延税金負債	※8	3,827	0.34	3,788	0.33	3,822	0.33
支払承諾	※12	12,184	1.08	9,531	0.83	12,834	1.11
負債の部合計		1,073,400	94.62	1,083,625	94.56	1,090,705	94.49
(純資産の部)							
資本金		7,238	0.64	7,761	0.68	7,761	0.67
資本剰余金		4,467	0.39	4,989	0.43	4,989	0.43
利益剰余金		40,684	3.59	42,493	3.71	42,090	3.65
自己株式		△234	△0.02	△248	△0.02	△240	△0.02
株主資本合計		52,155	4.60	54,996	4.80	54,600	4.73
その他有価証券評価差額金		3,598	0.32	2,035	0.18	3,752	0.33
繰延ヘッジ損益		△0	△0.00	△0	△0.00	△0	△0.00
土地再評価差額金	※8	5,267	0.46	5,270	0.46	5,259	0.45
評価・換算差額等合計		8,865	0.78	7,306	0.64	9,011	0.78
新株予約権		4	0.00	9	0.00	6	0.00
純資産の部合計		61,025	5.38	62,312	5.44	63,618	5.51
負債及び純資産の部合計		1,134,426	100.00	1,145,937	100.00	1,154,324	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		14,663	100.00	15,179	100.00	29,905	100.00
資金運用収益		11,074		11,844		22,677	
(うち貸出金利息)		(9,475)		(10,100)		(19,349)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,529)		(1,582)		(3,154)	
役務取引等収益		1,607		1,572		3,303	
その他業務収益		1,637		1,436		2,947	
その他経常収益		342		326		977	
経常費用		12,380	84.43	13,790	90.85	24,786	82.88
資金調達費用		610		1,488		1,508	
(うち預金利息)		(565)		(1,451)		(1,428)	
役務取引等費用		1,016		1,052		2,043	
その他業務費用		1,198		1,277		2,648	
営業経費		7,272		7,328		14,381	
その他経常費用	※1	2,282		2,644		4,204	
経常利益		2,282	15.57	1,389	9.15	5,119	17.12
特別利益		182	1.24	142	0.93	440	1.47
特別損失	※2,3	71	0.49	220	1.45	383	1.28
税金等調整前中間(当期)純利益		2,394	16.32	1,311	8.63	5,176	17.31
法人税、住民税及び事業税		17	0.12	23	0.15	56	0.19
法人税等調整額		956	6.52	567	3.74	2,088	6.98
中間(当期)純利益		1,419	9.68	720	4.74	3,031	10.14

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	6,384	3,613	39,484	△226	49,256
中間連結会計期間中の変動額					
新株予約権の行使	854	853	—	—	1,707
剰余金の配当(注)	—	—	△205	—	△205
役員賞与(注)	—	—	△30	—	△30
中間純利益	—	—	1,419	—	1,419
自己株式の取得	—	—	—	△8	△8
自己株式の処分	—	0	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	15	—	15
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	854	853	1,199	△8	2,899
平成18年9月30日残高(百万円)	7,238	4,467	40,684	△234	52,155

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	4,288	—	5,435	9,724	5	58,985
中間連結会計期間中の変動額						
新株予約権の行使	—	—	—	—	—	1,707
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△205
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△30
中間純利益	—	—	—	—	—	1,419
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△8
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	15
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△690	△0	△168	△858	△0	△859
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△690	△0	△168	△858	△0	2,039
平成18年9月30日残高(百万円)	3,598	△0	5,267	8,865	4	61,025

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	7,761	4,989	42,090	△240	54,600
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△306	—	△306
中間純利益	—	—	720	—	720
自己株式の取得	—	—	—	△9	△9
自己株式の処分	—	0	—	1	1
土地再評価差額金の取崩	—	—	△10	—	△10
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	403	△7	395
平成19年9月30日残高(百万円)	7,761	4,989	42,493	△248	54,996

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	3,752	△0	5,259	9,011	6	63,618
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△306
中間純利益	—	—	—	—	—	720
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△9
自己株式の処分	—	—	—	—	—	1
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△10
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,716	0	10	△1,705	3	△1,702
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,716	0	10	△1,705	3	△1,306
平成19年9月30日残高(百万円)	2,035	△0	5,270	7,306	9	62,312

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	6,384	3,613	39,484	△226	49,256
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使	1,376	1,376	—	—	2,752
剰余金の配当(注)	—	—	△205	—	△205
剰余金の配当	—	—	△213	—	△213
役員賞与(注)	—	—	△30	—	△30
当期純利益	—	—	3,031	—	3,031
自己株式の取得	—	—	—	△15	△15
自己株式の処分	—	0	—	0	1
土地再評価差額金の取崩	—	—	22	—	22
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	1,376	1,376	2,605	△14	5,343
平成19年3月31日残高(百万円)	7,761	4,989	42,090	△240	54,600

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	4,288	—	5,435	9,724	5	58,985
連結会計年度中の変動額						
新株予約権の行使	—	—	—	—	—	2,752
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△205
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△213
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△30
当期純利益	—	—	—	—	—	3,031
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△15
自己株式の処分	—	—	—	—	—	1
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	22
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△536	△0	△175	△712	1	△711
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△536	△0	△175	△712	1	4,632
平成19年3月31日残高(百万円)	3,752	△0	5,259	9,011	6	63,618

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		2,394	1,311	5,176
減価償却費		454	482	907
減損損失		2	195	3
貸倒引当金の増加額		△327	538	△1,538
賞与引当金の増加額		△3	△12	△12
役員賞与引当金の増加額		—	△30	30
退職給付引当金の増加額		△126	△189	△266
役員退職慰労引当金の増加額		—	△0	324
資金運用収益		△11,074	△11,844	△22,677
資金調達費用		610	1,488	1,508
有価証券関係損益(△)		△386	△156	△106
金銭の信託の運用損益(△)		124	85	97
為替差損益(△)		△1	△0	△2
固定資産処分損益(△)		68	24	102
貸出金の純増(△)減		△2,455	△15,449	△13,535
預金の純増減(△)		△26,099	△4,039	△9,324
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		794	△134	△13
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		607	189	1,103
コールローン等の純増(△)減		6,824	26,152	△5,643
コールマネー等の純増減(△)		△3,000	—	△3,000
外国為替(資産)の純増(△)減		33	△28	83
外国為替(負債)の純増減(△)		△1	0	△2
資金運用による収入		10,600	11,575	22,284
資金調達による支出		△303	△850	△682
その他		△98	510	△259
小計		△21,363	9,819	△25,445
法人税等の支払額		△104	46	△185
営業活動による キャッシュ・フロー		△21,467	9,865	△25,630

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△22,663	△32,576	△36,486
有価証券の売却による収入		8,165	3,424	8,518
有価証券の償還による収入		32,341	19,056	49,415
有形固定資産の取得による 支出		△691	△1,762	△1,048
有形固定資産の売却による 収入		31	24	62
投資活動による キャッシュ・フロー		17,183	△11,833	20,461
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
新株予約権の行使による収入		1,706	—	2,749
配当金支払額		△205	△306	△418
自己株式の取得による支出		△8	△9	△15
自己株式の売却による収入		0	1	1
財務活動による キャッシュ・フロー		1,492	△313	2,316
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		1	0	2
V 現金及び現金同等物 の増加額		△2,790	△2,281	△2,850
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		39,103	36,252	39,103
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		36,312	33,971	36,252

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社4社 きたぎんビジネスサービス株式会社 きたぎんユーシー株式会社 きたぎんリース株式会社 きたぎんコンピュータサービス株式会社 (2) 非連結子会社 なし	(1) 連結子会社4社 きたぎんビジネスサービス株式会社 きたぎんユーシー株式会社 きたぎんリース株式会社 きたぎんコンピュータサービス株式会社 (2) 非連結子会社 なし	(1) 連結子会社4社 きたぎんビジネスサービス株式会社 きたぎんユーシー株式会社 きたぎんリース株式会社 きたぎんコンピュータサービス株式会社 (2) 非連結子会社 なし
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 なし (2) 持分法適用の関連会社 なし (3) 持分法非適用の非連結子会社 なし (4) 持分法非適用の関連会社 なし	(1) 持分法適用の非連結子会社 なし (2) 持分法適用の関連会社 なし (3) 持分法非適用の非連結子会社 なし (4) 持分法非適用の関連会社 なし	(1) 持分法適用の非連結子会社 なし (2) 持分法適用の関連会社 なし (3) 持分法非適用の非連結子会社 なし (4) 持分法非適用の関連会社 なし
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 4社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定額法(車両運搬具については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：12年～32年 動産：5年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、法定耐用年数に基づき主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定額法(車両運搬具については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：12年～32年 動産：5年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、法定耐用年数に基づき主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定額法(車両運搬具については定率法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：12年～32年 動産：5年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、法定耐用年数に基づき主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>②無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産 同左</p>	<p>②無形固定資産 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に区分した上で当該区分毎に貸倒実績率等に基づき発生が見込まれる損失率を求め、</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に区分した上で当該区分毎に貸倒実績率等に基づき発生が見込まれる損失率を求め、</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に区分した上で当該区分毎に貸倒実績率等に基づき発生が見込まれる損失率を求め、</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>これに将来見込等必要な修正を加えて引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,384百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>これに将来見込等必要な修正を加えて引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,634百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>これに将来見込等必要な修正を加えて引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,245百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
			(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は30百万円増加し、税金等調整前当期純利益は30百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>
		<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>なお、当該変更に伴う影響額は前連結会計年度の額と同額であります。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更は、監査・保証実務委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金または準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
			<p>が平成19年4月13日に公表されたことを契機に、将来の支出時における一時的負担の増大を避け、役員退職慰労金を役員の在任期間にわたり合理的に費用配分することにより、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため実施したものです。</p> <p>この変更により、当連結会計年度発生額49百万円は営業経費に計上し、過年度分相当額274百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は49百万円、税金等調整前当期純利益は324百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>また、この変更は監査・保証実務委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金または準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）が平成19年4月13日に公表されたことを契機に実施したため、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、変更後の方法によった場合と比べ、当中間連結会計期間の経常利益は49百万円、税金等調整前中間純利益は324百万円多く計上されております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(10) 外貨建資産・負債の 換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の 換算基準 同左	(10) 外貨建資産・負債の 換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(11) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同左	(11) リース取引の処理方法 同左
	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当中間連結会計期間末までに取引の実績はございません。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当連結会計年度末までに取引の実績はございません。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(13) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(13) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(13) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
	<p>(14) 税効果会計に関する事項</p> <p>中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行の決算期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>(14) 税効果会計に関する事項</p> <p>同左</p>	<p>—————</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は61,020百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は63,612百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることとなったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 「その他負債」に含めて表示していた新株予約権は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は2,344百万円、延滞債権額は29,230百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,047百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,169百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は2,128百万円、延滞債権額は28,870百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は520百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,373百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は2,129百万円、延滞債権額は26,184百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は579百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,173百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,791百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,457百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">担保に供している資産</p> <p style="padding-left: 4em;">有価証券 15,784百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">現金 2百万円</p> <p style="padding-left: 2em;">担保資産に対応する債務</p> <p style="padding-left: 4em;">預金 783百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">借入金 800百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券28,597百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は112百万円であります。</p> <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,817百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが43,817百万円あります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,893百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,686百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">担保に供している資産</p> <p style="padding-left: 4em;">有価証券 3,929百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">現金 4百万円</p> <p style="padding-left: 2em;">担保資産に対応する債務</p> <p style="padding-left: 4em;">預金 845百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券25,482百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は116百万円あります。</p> <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,119百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが43,119百万円あります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,066百万円あります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,879百万円あります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">担保に供している資産</p> <p style="padding-left: 4em;">有価証券 8,746百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">現金 4百万円</p> <p style="padding-left: 2em;">担保資産に対応する債務</p> <p style="padding-left: 4em;">預金 849百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券25,177百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は115百万円あります。</p> <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,269百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが44,269百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,605百万円</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 11,491百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 3,467百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 社債は、劣後特約付社債 3,000百万円であります。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,705百万円</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 11,826百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 3,462百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 社債は、劣後特約付社債 3,000百万円であります。</p> <p>※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は300百万円であります。 (追加情報) なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,685百万円</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 11,507百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 3,462百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 社債は、劣後特約付社債 3,000百万円であります。</p> <p>※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は300百万円であります。 (会計方針の変更) なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																							
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却817百万円及び貸倒引当金繰入額1,169百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>岩手 県外</td> <td>遊休資産</td> <td>1か所 土地</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	遊休資産	岩手 県外	遊休資産	1か所 土地	2	合計				2	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却582百万円及び貸倒引当金繰入額1,853百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額195百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼動資産</td> <td>岩手 県内</td> <td>営業店舗</td> <td>2か所 土地</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>稼動資産</td> <td>岩手 県外</td> <td>営業店舗</td> <td>1か所 土地</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>195</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	稼動資産	岩手 県内	営業店舗	2か所 土地	127	稼動資産	岩手 県外	営業店舗	1か所 土地	68	合計				195	<p>※1 その他の経常費用には、貸出金償却2,445百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額3百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>岩手 県内</td> <td>遊休資産</td> <td>1か所 土地</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>岩手 県外</td> <td>遊休資産</td> <td>1か所 土地</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。</p> <p>※3 その他の特別損失は、役員退職慰労引当金計上に伴う過年度対応金額274百万円であります。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	遊休資産	岩手 県内	遊休資産	1か所 土地	1	遊休資産	岩手 県外	遊休資産	1か所 土地	2	合計				3
区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																					
遊休資産	岩手 県外	遊休資産	1か所 土地	2																																																					
合計				2																																																					
区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																					
稼動資産	岩手 県内	営業店舗	2か所 土地	127																																																					
稼動資産	岩手 県外	営業店舗	1か所 土地	68																																																					
合計				195																																																					
区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																					
遊休資産	岩手 県内	遊休資産	1か所 土地	1																																																					
遊休資産	岩手 県外	遊休資産	1か所 土地	2																																																					
合計				3																																																					

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,265	324	—	8,589	注1
合計	8,265	324	—	8,589	
自己株式					
普通株式	48	1	0	49	注2、3
合計	48	1	0	49	

- (注) 1 普通株式の発行済株式の株式数の増加324千株は、新株予約権の行使による増加であります。
 2 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 3 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要	
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	平成17年新 株予約権	普通株式	600,000	—	225,000	375,000	3	注1、2
	ストック・ オプション としての新 株予約権			—			1	
合計				—			4	

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
 2 目的となる株式の数の変動事由の概要
 平成17年新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	205	25	平成18年3月31日	平成18年6月26日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月 22日取締役会	普通株式	213	その他利益 剰余金	25	平成18年9月30日	平成18年12月8日

II 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,793	—	—	8,793	
合計	8,793	—	—	8,793	
自己株式					
普通株式	50	1	0	52	注1、2
合計	50	1	0	52	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	平成17年新 株予約権	普通株式	225,000	—	225,000	—	注1、2
	ストック・ オプション としての新 株予約権			—			9
合計				—			9

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
2 目的となる株式の数の変動事由の概要
平成17年新株予約権の減少は、取得及び消却によるものであります。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	306	35	平成19年3月31日	平成19年6月25日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成19年11月 16日取締役会	普通株式	262	その他利益 剰余金	30	平成19年9月30日	平成19年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,265	528	—	8,793	注1
合計	8,265	528	—	8,793	
自己株式					
普通株式	48	2	0	50	注2、3
合計	48	2	0	50	

- (注) 1 普通株式の発行済株式の株式数の増加528千株は、新株予約権の行使による増加であります。
 2 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 3 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度		当連結会計 年度末		
				増加	減少			
当行	平成17年新 株予約権	普通株式	600,000	—	375,000	225,000	1	注1、2
	ストック・ オプション としての新 株予約権		—				4	
合計			—				6	

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
 2 目的となる株式の数の変動事由の概要
 平成17年新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	205	25	平成18年3月31日	平成18年6月26日
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	213	25	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月22 日定時株主総会	普通株式	306	その他利益 剰余金	35	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 38,340百万円 預け金(日銀預け金を除く) <u>△2,027百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>36,312百万円</u>	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 35,313百万円 預け金(日銀預け金を除く) <u>△1,341百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>33,971百万円</u>	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 37,784百万円 預け金(日銀預け金を除く) <u>△1,531百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>36,252百万円</u>

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																																		
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td colspan="2">取得価額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>15,371百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15,371百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">減価償却累計額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>9,776百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,776百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>動産</td><td>5,595百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,595百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>1,848百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>3,948百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,797百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料、減価償却費 <table> <tr><td>受取リース料</td><td>1,160百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,005百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p> <p>(借手) 該当ありません。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (貸手) 該当ありません。</p> <p>(借手)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8百万円</td></tr> </table>	取得価額		動産	15,371百万円	その他	一百万円	合計	15,371百万円	減価償却累計額		動産	9,776百万円	その他	一百万円	合計	9,776百万円	動産	5,595百万円	その他	一百万円	合計	5,595百万円	1年内	1,848百万円	1年超	3,948百万円	合計	5,797百万円	受取リース料	1,160百万円	減価償却費	1,005百万円	1年内	3百万円	1年超	4百万円	合計	8百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td colspan="2">取得価額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>14,713百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,353百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16,066百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">減価償却累計額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>9,077百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>808百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,885百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>動産</td><td>5,635百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>545百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,180百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>1,888百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4,496百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,385百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料、減価償却費 <table> <tr><td>受取リース料</td><td>1,211百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,029百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p> <p>(借手) 該当ありません。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (貸手) 該当ありません。</p> <p>(借手)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4百万円</td></tr> </table>	取得価額		動産	14,713百万円	その他	1,353百万円	合計	16,066百万円	減価償却累計額		動産	9,077百万円	その他	808百万円	合計	9,885百万円	動産	5,635百万円	その他	545百万円	合計	6,180百万円	1年内	1,888百万円	1年超	4,496百万円	合計	6,385百万円	受取リース料	1,211百万円	減価償却費	1,029百万円	1年内	2百万円	1年超	1百万円	合計	4百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <table> <tr><td colspan="2">取得価額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>14,229百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,492百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15,722百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">減価償却累計額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>8,963百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>888百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,852百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高</p> <table> <tr><td>動産</td><td>5,266百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>604百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,870百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>1,852百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4,213百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,066百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料、減価償却費 <table> <tr><td>受取リース料</td><td>2,383百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,027百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p> <p>(借手) 該当ありません。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (貸手) 該当ありません。</p> <p>(借手)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6百万円</td></tr> </table>	取得価額		動産	14,229百万円	その他	1,492百万円	合計	15,722百万円	減価償却累計額		動産	8,963百万円	その他	888百万円	合計	9,852百万円	動産	5,266百万円	その他	604百万円	合計	5,870百万円	1年内	1,852百万円	1年超	4,213百万円	合計	6,066百万円	受取リース料	2,383百万円	減価償却費	2,027百万円	1年内	3百万円	1年超	2百万円	合計	6百万円
取得価額																																																																																																																				
動産	15,371百万円																																																																																																																			
その他	一百万円																																																																																																																			
合計	15,371百万円																																																																																																																			
減価償却累計額																																																																																																																				
動産	9,776百万円																																																																																																																			
その他	一百万円																																																																																																																			
合計	9,776百万円																																																																																																																			
動産	5,595百万円																																																																																																																			
その他	一百万円																																																																																																																			
合計	5,595百万円																																																																																																																			
1年内	1,848百万円																																																																																																																			
1年超	3,948百万円																																																																																																																			
合計	5,797百万円																																																																																																																			
受取リース料	1,160百万円																																																																																																																			
減価償却費	1,005百万円																																																																																																																			
1年内	3百万円																																																																																																																			
1年超	4百万円																																																																																																																			
合計	8百万円																																																																																																																			
取得価額																																																																																																																				
動産	14,713百万円																																																																																																																			
その他	1,353百万円																																																																																																																			
合計	16,066百万円																																																																																																																			
減価償却累計額																																																																																																																				
動産	9,077百万円																																																																																																																			
その他	808百万円																																																																																																																			
合計	9,885百万円																																																																																																																			
動産	5,635百万円																																																																																																																			
その他	545百万円																																																																																																																			
合計	6,180百万円																																																																																																																			
1年内	1,888百万円																																																																																																																			
1年超	4,496百万円																																																																																																																			
合計	6,385百万円																																																																																																																			
受取リース料	1,211百万円																																																																																																																			
減価償却費	1,029百万円																																																																																																																			
1年内	2百万円																																																																																																																			
1年超	1百万円																																																																																																																			
合計	4百万円																																																																																																																			
取得価額																																																																																																																				
動産	14,229百万円																																																																																																																			
その他	1,492百万円																																																																																																																			
合計	15,722百万円																																																																																																																			
減価償却累計額																																																																																																																				
動産	8,963百万円																																																																																																																			
その他	888百万円																																																																																																																			
合計	9,852百万円																																																																																																																			
動産	5,266百万円																																																																																																																			
その他	604百万円																																																																																																																			
合計	5,870百万円																																																																																																																			
1年内	1,852百万円																																																																																																																			
1年超	4,213百万円																																																																																																																			
合計	6,066百万円																																																																																																																			
受取リース料	2,383百万円																																																																																																																			
減価償却費	2,027百万円																																																																																																																			
1年内	3百万円																																																																																																																			
1年超	2百万円																																																																																																																			
合計	6百万円																																																																																																																			

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,493	1,494	1
地方債	13,514	13,364	△149
社債	10,813	10,630	△182
合計	25,821	25,490	△331

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	7,809	14,747	6,937
債券	147,255	146,431	△823
国債	105,895	105,039	△856
地方債	2,799	2,770	△29
社債	38,561	38,622	61
その他	25,053	24,976	△76
合計	180,118	186,155	6,036

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場債券	700
非上場株式	680
非上場その他の証券	185

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,494	1,509	15
地方債	12,820	12,731	△88
社債	8,993	8,882	△111
合計	23,308	23,123	△184

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	8,534	12,808	4,273
債券	156,485	155,081	△1,403
国債	106,987	105,523	△1,464
地方債	501	500	△1
社債	48,995	49,057	61
その他	23,132	23,658	525
合計	188,152	191,548	3,395

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場債券	880
非上場株式	655
非上場その他の証券	541

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成19年3月31現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	7	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	1,494	1,502	8	16	8
地方債	13,167	13,058	△108	66	174
社債	10,635	10,485	△149	0	149
合計	25,296	25,047	△249	83	332

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	8,273	14,880	6,607	6,748	141
債券	144,777	143,475	△1,302	891	2,194
国債	98,643	97,274	△1,368	590	1,959
地方債	2,794	2,772	△22	0	22
社債	43,339	43,427	88	300	212
その他	23,621	24,570	948	1,526	577
合計	176,672	182,925	6,253	9,166	2,913

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	8,273	490	245

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場債券	700
非上場株式	655
非上場その他の債券	176

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	21,254	78,487	34,878	34,851
国債	10,785	38,027	15,104	34,851
地方債	1,992	4,010	9,935	—
社債	8,475	36,449	9,838	—
その他	1,811	5,872	3,952	2,846
合計	23,065	84,359	38,831	37,697

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,508	△171

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)
該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6,036
その他有価証券	6,036
(△)繰延税金負債	2,438
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,598
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	3,598

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,395
その他有価証券	3,395
(△)繰延税金負債	1,360
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,035
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	2,035

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6,253
その他有価証券	6,253
(△)繰延税金負債	2,501
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,752
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	3,752

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	—

(注) 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	23	△0	△0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

保証に準じた取引であり、記載対象から除いております。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	—

(注) 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	23	△0	△0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

保証に準じた取引であり、記載対象から除いております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の主な取引は、金利関連取引では金利スワップ取引、通貨関連取引では先物為替予約取引であります。

(2) 取引方針・利用目的

当行では、金利や外国為替相場等の変動リスクに対するヘッジニーズの増大と高度化に対応するため、また市場リスクの適切な管理等を目的とする資産負債の総合管理(ALM)のため、デリバティブ取引を利用しておりますが、投機的な取引は行なわない方針であります。

(3) リスクの内容

デリバティブ取引には、市場（金利、為替等）の変動により損失を被る市場リスク、取引先の契約不履行より損失を被る信用リスクを内包しております。

(4) リスク管理体制

当行では、市場性のある金融資産・負債の資金運用・調達に関しましては、「金融商品に関する基本規程」等の規程・基準書を制定し、取組の基本方針、取扱基準、リスク管理方法等を定めており、市場国際部内のミドルオフィス担当がこの遵守状況を把握、管理しております。

また、オフバランス取引は、現時点の信用リスク量(カレントエクスポージャー)を把握し、オンバランス取引との一体管理を行っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	0	—	△0	△0
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△0	△0

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

保証に準じた取引であり、記載対象から除いております。

[前へ](#)

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 1百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役8名、当社従業員102名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 21,100株
付与日	平成18年8月4日
権利確定条件	本新株予約権者が、当行または当行関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2年間 (自平成18年8月4日 至平成20年6月30日)
権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
権利行使価格	5,707.6円
付与日における公正な評価単価	682.25円

II 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 5百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役11名、当社従業員103名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 21,600株
付与日	平成19年8月3日
権利確定条件	本新株予約権者が、当行または当行関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2年間 (自平成19年8月3日 至平成21年6月30日)
権利行使期間	平成21年7月1日～平成24年6月30日
権利行使価格	5,350.3円
付与日における公正な評価単価	767.02円

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 4百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役8名、当社従業員102名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 21,100株
付与日	平成18年8月4日
権利確定条件	本新株予約権者が、当行または当行関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2年間（自平成18年8月4日 至平成20年6月30日）
権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	平成18年ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	21,100
失効	200
権利確定	—
未確定残	20,900
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未確定残	—

②単価情報

	平成18年ストック・オプション
権利行使価格（円）	5,707.6
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	682.25

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成18年度Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成18年Stock・オプション
株価変動性 (注) 1	15.09%
予想残存期間 (注) 2	3.416年
予想配当 (注) 3	50円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.970%

(注) 1 予想残存期間に対応する期間 (3.416年) の直近の月次株価変化を用いたヒストリカル・ボラティリティ (年率換算) を用いております。

2 合理的に見積もることが困難であると考えられることから、据置期間の1.916年 (23ヶ月) 及び権利行使可能期間3年間を基に、本件株式オプションの予想残存期間を算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定して、据置期間の1.916年に権利行使可能期間の3年の2分の1 (1.5年) を加算して3.416年としております。

3 平成18年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	13,229	1,433	14,663	—	14,663
(2) セグメント間の内部 経常収益	54	213	268	(268)	—
計	13,284	1,646	14,931	(268)	14,663
経常費用	11,052	1,591	12,643	(262)	12,380
経常利益	2,232	55	2,287	(5)	2,282

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」はクレジットカード業務等であります。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	13,678	1,501	15,179	—	15,179
(2) セグメント間の内部 経常収益	58	229	288	(288)	—
計	13,737	1,730	15,468	(288)	15,179
経常費用	12,399	1,674	14,074	(284)	13,790
経常利益	1,337	56	1,393	(3)	1,389

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」はクレジットカード業務等であります。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	27,032	2,872	29,905	—	29,905
(2) セグメント間の内部 経常収益	106	442	549	(549)	—
計	27,139	3,315	30,454	(549)	29,905
経常費用	22,110	3,223	25,334	(548)	24,786
経常利益	5,028	91	5,120	(1)	5,119

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」はクレジットカード業務等であります。

3 会計方針の変更

① 役員賞与に関する会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (7) 役員賞与引当金の計上基準」に記載の通り、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度における経常費用は「銀行業務」が30百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

② 役員退職慰労引当金の計上基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (9) 役員退職慰労引当金の計上基準」に記載の通り、当連結会計年度から役員退職慰労金は、内規に基づく期末要支給額により計上する方法に変更しました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度における経常費用は「銀行業務」が48百万円、「その他業務」が1百万円増加し、経常利益がそれぞれ同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が100%であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	7,145.33 (追加情報) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。	7,127.10	7,275.65 (追加情報) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。
1株当たり中間(当期)純利益	円	168.76	82.37	356.93
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	168.33	—	355.53

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額 (百万円)	61,025	62,312	63,618
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	4	9	6
(うち新株予約権)	4	9	6
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額 (百万円)	61,020	62,302	63,611
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数 (千株)	8,539	8,741	8,743

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益				
中間(当期)純利益	百万円	1,419	720	3,031
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円	1,419	720	3,031
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	8,413	8,742	8,493
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益				
普通株式増加数	千株	21	—	33
うち新株予約権	千株	21	—	33
希薄化効果を有しな いため、潜在株式調 整後1株当たり中間 (当期)純利益の算 定に含めなかった潜 在株式の概要		新株予約権5種類(新 株予約権の数75個)	新株予約権2種類(新 株予約権の数418個)	新株予約権3種類(新 株予約権の数45個)

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)										
		<p>(新株予約権の消却)</p> <p>当行は平成19年4月25日開催の取締役会において、当行が平成17年12月12日に発行した第7回乃至第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）について、本新株予約権の発行要項及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成17年政令第367号）第13条第1項の規定に基づき、取得日において残存する本新株予約権の全部を取得し、かつ取得後直ちにすべての本新株予約権を消却することを決議し、平成19年6月4日に下記概要のとおり、取得日において残存する本新株予約権の全部を取得し、消却いたしました。</p> <p>取得及び消却した本新株予約権の概要</p> <table border="1" data-bbox="932 763 1321 1099"> <tr> <td data-bbox="932 763 1115 842">取得及び消却した銘柄</td> <td data-bbox="1115 763 1321 842">株式会社北日本銀行第7回乃至第9回新株予約権</td> </tr> <tr> <td data-bbox="932 842 1115 891">取得及び消却した数</td> <td data-bbox="1115 842 1321 891">合計45個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="932 891 1115 947">取得日及び消却日</td> <td data-bbox="1115 891 1321 947">平成19年6月4日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="932 947 1115 1048">取得価額</td> <td data-bbox="1115 947 1321 1048">本新株予約権1個あたり金35,000円（合計金1,575,000円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="932 1048 1115 1099">消却後に残存する数</td> <td data-bbox="1115 1048 1321 1099">0個</td> </tr> </table>	取得及び消却した銘柄	株式会社北日本銀行第7回乃至第9回新株予約権	取得及び消却した数	合計45個	取得日及び消却日	平成19年6月4日	取得価額	本新株予約権1個あたり金35,000円（合計金1,575,000円）	消却後に残存する数	0個
取得及び消却した銘柄	株式会社北日本銀行第7回乃至第9回新株予約権											
取得及び消却した数	合計45個											
取得日及び消却日	平成19年6月4日											
取得価額	本新株予約権1個あたり金35,000円（合計金1,575,000円）											
消却後に残存する数	0個											

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※7	38,299	3.38	35,273	3.08	37,744	3.27
コールローン		59,565	5.26	46,115	4.03	72,082	6.25
買入金銭債権		2,497	0.22	2,262	0.20	2,448	0.21
商品有価証券		5	0.00	35	0.00	7	0.00
金銭の信託		2,481	0.22	2,423	0.21	2,508	0.22
有価証券	※1,7, 13	214,520	18.93	217,911	19.04	210,730	18.27
貸出金	※2,3, 4,5,6,8	779,274	68.79	806,641	70.47	791,045	68.60
外国為替	※6	210	0.02	187	0.02	159	0.01
その他資産	※7	4,360	0.38	5,499	0.48	4,595	0.40
有形固定資産	※9, 10,12	20,014	1.77	19,572	1.71	19,858	1.72
無形固定資産		1,103	0.10	902	0.08	991	0.09
繰延税金資産		9,573	0.84	8,930	0.78	8,381	0.73
支払承諾見返	※13	12,184	1.08	9,531	0.83	12,834	1.11
貸倒引当金		△11,190	△0.99	△10,671	△0.93	△10,205	△0.88
資産の部合計		1,132,899	100.00	1,144,614	100.00	1,153,184	100.00
(負債の部)							
預金	※7	1,046,540	92.38	1,059,564	92.57	1,063,716	92.24
借入金	※7	839	0.07	39	0.00	41	0.01
外国為替		0	0.00	0	0.00	0	0.00
社債	※11	3,000	0.26	3,000	0.26	3,000	0.26
その他負債		3,331	0.29	4,309	0.38	3,809	0.33
賞与引当金		423	0.04	402	0.03	415	0.04
役員賞与引当金		—	—	—	—	30	0.00
退職給付引当金		2,911	0.26	2,579	0.23	2,769	0.24
役員退職慰労引当金		—	—	318	0.03	316	0.03
再評価に係る繰延税金負債	※12	3,827	0.34	3,788	0.33	3,822	0.33
支払承諾	※13	12,184	1.08	9,531	0.83	12,834	1.11
負債の部合計		1,073,058	94.72	1,083,535	94.66	1,090,757	94.59
(純資産の部)							
資本金		7,238	0.64	7,761	0.68	7,761	0.67
資本剰余金		4,467	0.39	4,990	0.44	4,989	0.43
資本準備金		4,466		4,989		4,989	
その他資本剰余金		0		0		0	
利益剰余金		39,498	3.49	41,260	3.60	40,897	3.55
利益準備金		3,500		3,500		3,500	
その他利益剰余金		35,998		37,759		37,397	
退職給与積立金		248		—		248	
圧縮積立金		283		280		280	
別途積立金		33,740		36,440		33,740	
繰越利益剰余金		1,726		1,039		3,128	
自己株式		△234	△0.02	△248	△0.02	△240	△0.02
株主資本合計		50,970	4.50	53,762	4.70	53,408	4.63
その他有価証券評価差額金		3,598	0.32	2,036	0.18	3,752	0.32
繰延ヘッジ損益		△0	△0.00	△0	△0.00	△0	△0.00
土地再評価差額金	※12	5,267	0.46	5,270	0.46	5,259	0.46
評価・換算差額等合計		8,865	0.78	7,306	0.64	9,011	0.78
新株予約権		4	0.00	9	0.00	6	0.00
純資産の部合計		59,840	5.28	61,079	5.34	62,426	5.41
負債及び純資産の部合計		1,132,899	100.00	1,144,614	100.00	1,153,184	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		13,298	100.00	13,749	100.00	27,165	100.00
資金運用収益		11,053		11,828		22,633	
(うち貸出金利息)		(9,450)		(10,080)		(19,301)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,534)		(1,586)		(3,159)	
役務取引等収益		1,530		1,500		3,147	
その他業務収益		342		88		352	
その他経常収益		371		331		1,030	
経常費用		11,069	83.24	12,417	90.31	22,141	81.51
資金調達費用		603		1,482		1,495	
(うち預金利息)		(565)		(1,452)		(1,428)	
役務取引等費用		1,086		1,127		2,192	
その他業務費用		31		61		258	
営業経費	※1	7,134		7,192		14,098	
その他経常費用	※2	2,213		2,553		4,097	
経常利益		2,228	16.76	1,331	9.69	5,023	18.49
特別利益		182	1.36	142	1.03	438	1.61
特別損失	※3,4	71	0.53	220	1.61	377	1.38
税引前中間(当期)純利益		2,339	17.59	1,253	9.11	5,085	18.72
法人税、住民税及び事業税		16	0.12	16	0.12	33	0.12
法人税等調整額		958	7.21	558	4.06	2,083	7.67
中間(当期)純利益		1,364	10.26	678	4.93	2,969	10.93

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金							
					退職給与積立金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高(百万円)	6,384	3,613	0	3,613	3,500	248	286	31,540	2,779	38,355	△226	48,126	
中間会計期間中の変動額													
新株予約権の行使	854	853	-	853	-	-	-	-	-	-	-	1,707	
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	-	-	-	-	△205	△205	-	△205	
役員賞与(注)	-	-	-	-	-	-	-	-	△30	△30	-	△30	
退職給与積立金の積立(注)	-	-	-	-	-	29	-	-	△29	-	-	-	
退職給与積立金の取崩	-	-	-	-	-	△29	-	-	29	-	-	-	
圧縮積立金の取崩(注)	-	-	-	-	-	-	△3	-	3	-	-	-	
別途積立金の積立(注)	-	-	-	-	-	-	-	2,200	△2,200	-	-	-	
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,364	1,364	-	1,364	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△8	△8	
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15	-	15	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	854	853	0	853	-	-	△3	2,200	△1,053	1,143	△8	2,843	
平成18年9月30日残高(百万円)	7,238	4,466	0	4,467	3,500	248	283	33,740	1,726	39,498	△234	50,970	

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	4,288	-	5,435	9,724	5	57,856
中間会計期間中の変動額						
新株予約権の行使	-	-	-	-	-	1,707
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	-	△205
役員賞与(注)	-	-	-	-	-	△30
退職給与積立金の積立(注)	-	-	-	-	-	-
退職給与積立金の取崩	-	-	-	-	-	-
圧縮積立金の取崩(注)	-	-	-	-	-	-
別途積立金の積立(注)	-	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	-	1,364
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△8
自己株式の処分	-	-	-	-	-	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	15
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△690	△0	△168	△858	△0	△859
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△690	△0	△168	△858	△0	1,984
平成18年9月30日残高(百万円)	3,598	△0	5,267	8,865	4	59,840

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計			
						退職給与積立金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高(百万円)	7,761	4,989	0	4,989	3,500	248	280	33,740	3,128	40,897	△240	53,408	
中間会計期間中の変動額													
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	-	-	-	-	△306	△306	-	△306	
退職給与積立金の取崩(注)	-	-	-	-	-	△248	-	-	248	-	-	-	
別途積立金の積立(注)	-	-	-	-	-	-	-	2,700	△2,700	-	-	-	
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	678	678	-	678	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△9	△9	
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	1	1	
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-	△10	△10	-	△10	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	-	-	0	0	-	△248	-	2,700	△2,088	362	△7	354	
平成19年9月30日残高(百万円)	7,761	4,989	0	4,990	3,500	-	280	36,440	1,039	41,260	△248	53,762	

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	3,752	△0	5,259	9,011	6	62,426
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	-	△306
退職給与積立金の取崩(注)	-	-	-	-	-	-
別途積立金の積立(注)	-	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	-	678
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△9
自己株式の処分	-	-	-	-	-	1
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	△10
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△1,716	0	10	△1,705	3	△1,702
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,716	0	10	△1,705	3	△1,347
平成19年9月30日残高(百万円)	2,036	△0	5,270	7,306	9	61,079

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

[次へ](#)

Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計
						退職給与積立金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	6,384	3,613	0	3,613	3,500	248	286	31,540	2,779	38,355	△226	48,126
事業年度中の変動額												
新株予約権の行使	1,376	1,376	-	1,376	-	-	-	-	-	-	-	2,752
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	-	-	-	-	△205	△205	-	△205
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	△213	△213	-	△213
役員賞与(注)	-	-	-	-	-	-	-	-	△30	△30	-	△30
退職給与積立金の積立(注)	-	-	-	-	-	29	-	-	△29	-	-	-
退職給与積立金の取崩	-	-	-	-	-	△29	-	-	29	-	-	-
圧縮積立金の取崩(注)	-	-	-	-	-	-	△3	-	3	-	-	-
圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△3	-	3	-	-	-
別途積立金の積立(注)	-	-	-	-	-	-	-	2,200	△2,200	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	2,969	2,969	-	2,969
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△15	△15
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	0	1
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-	22	22	-	22
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,376	1,376	0	1,376	-	-	△6	2,200	348	2,542	△14	5,281
平成19年3月31日残高(百万円)	7,761	4,989	0	4,989	3,500	248	280	33,740	3,128	40,897	△240	53,408

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	4,288	-	5,435	9,724	5	57,856
事業年度中の変動額						
新株予約権の行使	-	-	-	-	-	2,752
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	-	△205
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△213
役員賞与(注)	-	-	-	-	-	△30
退職給与積立金の積立(注)	-	-	-	-	-	-
退職給与積立金の取崩	-	-	-	-	-	-
圧縮積立金の取崩(注)	-	-	-	-	-	-
圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-
別途積立金の積立(注)	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	2,969
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△15
自己株式の処分	-	-	-	-	-	1
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	22
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△536	△0	△175	△712	1	△711
事業年度中の変動額合計(百万円)	△536	△0	△175	△712	1	4,570
平成19年3月31日残高(百万円)	3,752	△0	5,259	9,011	6	62,426

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定額法(車両運搬具については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：12年～32年 動産：5年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定額法(車両運搬具については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：12年～32年 動産：5年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定額法(車両運搬具については定率法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：12年～32年 動産：5年～20年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等を与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に区分した上で当該区分毎に貸倒実績率等に基づき発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,384百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に区分した上で当該区分毎に貸倒実績率等に基づき発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,634百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に区分した上で当該区分毎に貸倒実績率等に基づき発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,245百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
			(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は30百万円増加し、税引前当期純利益は30百万円減少しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理。	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>		<p>数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	<p>—————</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (追加情報) 役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 なお、当該変更に伴う影響額は前事業年度の額と同額であります。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。 この変更は、監査・保証実務委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金または準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）が平成19年4月13日に公表されたことを契機に、将来の支出時における一時的負担の増大を避け、役員退職慰労金を役員の在任期間にわたり合理的に費用配分することにより、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため実施したものです。 この変更により、当事業年度発生額47百万円は営業経費に計上し、過年度分相当額268百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は47百万円、税引前当期純利益は316百万円減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
			なお、この変更は監査・保証実務委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金または準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)が平成19年4月13日に公表されたことを契機に実施したため、当中間期は従来の方法によっております。従って、変更後の方法によった場合と比べ、当中間期の経常利益は47百万円、税引前中間純利益は316百万円多く計上されております。
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当中間会計期間末までに取引の実績はございません。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当事業年度末までに取引の実績はございません。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>
10 税効果会計に関する事項	<p>中間会計期間に係わる納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>	同左	—————

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は59,836百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は62,420百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与積立金」、「圧縮積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「その他負債」に含めて表示していた新株予約権は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 979百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,268百万円、延滞債権額は28,982百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,034百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,169百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 979百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,101百万円、延滞債権額は28,752百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は513百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,373百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 979百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,110百万円、延滞債権額は26,096百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は569百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,167百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																				
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,454百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,457百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>15,784百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>783百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>800百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券28,597百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は107百万円であります。</p>	有価証券	15,784百万円	現金	2百万円	預金	783百万円	借入金	800百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,740百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,686百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,929百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>4百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>845百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券25,482百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は110百万円であります。</p>	有価証券	3,929百万円	現金	4百万円	預金	845百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,943百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,879百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,746百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>4百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>849百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券25,177百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は109百万円であります。</p>	有価証券	8,746百万円	現金	4百万円	預金	849百万円
有価証券	15,784百万円																					
現金	2百万円																					
預金	783百万円																					
借入金	800百万円																					
有価証券	3,929百万円																					
現金	4百万円																					
預金	845百万円																					
有価証券	8,746百万円																					
現金	4百万円																					
預金	849百万円																					

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,817百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが43,817百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 11,468百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 3,467百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 社債は、劣後特約付社債 3,000百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,119百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが43,119百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 11,800百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 3,462百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 社債は、劣後特約付社債 3,000百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,269百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが44,269百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 11,482百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 3,462百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 社債は、劣後特約付社債 3,000百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,605百万円</p>	<p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,705百万円</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は300百万円です。</p> <p>(追加情報)</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p>	<p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,685百万円</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は300百万円です。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																							
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産 453百万円 無形固定資産 167百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却806百万円及び貸倒引当金繰入額1,112百万円を含んでおります。</p> <p>※3 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区分</th> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>岩手 県外</td> <td>遊休資産 1か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	遊休資産	岩手 県外	遊休資産 1か所	土地	2	合計				2	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産 481百万円 無形固定資産 184百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却576百万円及び貸倒引当金繰入額1,773百万円を含んでおります。</p> <p>※3 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額195百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区分</th> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼動資産</td> <td>岩手 県内</td> <td>営業店舗 2か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">127</td> </tr> <tr> <td>稼動資産</td> <td>岩手 県外</td> <td>営業店舗 1か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">68</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td style="text-align: right;">195</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	稼動資産	岩手 県内	営業店舗 2か所	土地	127	稼動資産	岩手 県外	営業店舗 1か所	土地	68	合計				195	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産 904百万円 無形固定資産 346百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却2,434百万円及び貸倒引当金繰入額1,037百万円を含んでおります。</p> <p>※3 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額3百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区分</th> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>岩手 県内</td> <td>遊休資産 1か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>岩手 県外</td> <td>遊休資産 1か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。</p> <p>※4 その他の特別損失は、役員退職慰労引当金計上に伴う過年度対応金額268百万円であります。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	遊休資産	岩手 県内	遊休資産 1か所	土地	1	遊休資産	岩手 県外	遊休資産 1か所	土地	2	合計				3
区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																					
遊休資産	岩手 県外	遊休資産 1か所	土地	2																																																					
合計				2																																																					
区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																					
稼動資産	岩手 県内	営業店舗 2か所	土地	127																																																					
稼動資産	岩手 県外	営業店舗 1か所	土地	68																																																					
合計				195																																																					
区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																					
遊休資産	岩手 県内	遊休資産 1か所	土地	1																																																					
遊休資産	岩手 県外	遊休資産 1か所	土地	2																																																					
合計				3																																																					

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	48	1	0	49	注1、2
合計	48	1	0	49	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	50	1	0	52	注1、2
合計	50	1	0	52	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	48	2	0	50	注1、2
合計	48	2	0	50	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>131百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>131百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>116百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>116百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td> 動産</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>15百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未經過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未經過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>22百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未經過リース料中間会計期間末残高相当額は、未經過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額 <table> <tr><td> 支払リース料</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>4百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	取得価額相当額		動産	131百万円	その他	1百万円	合計	131百万円	減価償却累計額相当額		動産	116百万円	その他	1百万円	合計	116百万円	動産	15百万円	その他	1百万円	合計	15百万円	1年内	12百万円	1年超	10百万円	合計	22百万円	支払リース料	10百万円	減価償却費相当額	4百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>118百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>118百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>106百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>106百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td> 動産</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>12百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未經過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未經過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>16百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未經過リース料中間会計期間末残高相当額は、未經過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額 <table> <tr><td> 支払リース料</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>3百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	取得価額相当額		動産	118百万円	その他	1百万円	合計	118百万円	減価償却累計額相当額		動産	106百万円	その他	1百万円	合計	106百万円	動産	12百万円	その他	1百万円	合計	12百万円	1年内	8百万円	1年超	7百万円	合計	16百万円	支払リース料	7百万円	減価償却費相当額	3百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>57百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>57百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>33百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>33百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td> 動産</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>24百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未經過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未經過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>24百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未經過リース料期末残高相当額は、未經過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額 <table> <tr><td> 支払リース料</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>19百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	取得価額相当額		動産	57百万円	その他	1百万円	合計	57百万円	減価償却累計額相当額		動産	33百万円	その他	1百万円	合計	33百万円	動産	24百万円	その他	1百万円	合計	24百万円	1年内	12百万円	1年超	11百万円	合計	24百万円	支払リース料	19百万円	減価償却費相当額	19百万円
取得価額相当額																																																																																																		
動産	131百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	131百万円																																																																																																	
減価償却累計額相当額																																																																																																		
動産	116百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	116百万円																																																																																																	
動産	15百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	15百万円																																																																																																	
1年内	12百万円																																																																																																	
1年超	10百万円																																																																																																	
合計	22百万円																																																																																																	
支払リース料	10百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	4百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	118百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	118百万円																																																																																																	
減価償却累計額相当額																																																																																																		
動産	106百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	106百万円																																																																																																	
動産	12百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	12百万円																																																																																																	
1年内	8百万円																																																																																																	
1年超	7百万円																																																																																																	
合計	16百万円																																																																																																	
支払リース料	7百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	3百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	57百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	57百万円																																																																																																	
減価償却累計額相当額																																																																																																		
動産	33百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	33百万円																																																																																																	
動産	24百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	24百万円																																																																																																	
1年内	12百万円																																																																																																	
1年超	11百万円																																																																																																	
合計	24百万円																																																																																																	
支払リース料	19百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	19百万円																																																																																																	
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未經過リース料 <table> <tr><td> 1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>8百万円</td></tr> </table>	1年内	3百万円	1年超	4百万円	合計	8百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未經過リース料 <table> <tr><td> 1年内</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>4百万円</td></tr> </table>	1年内	2百万円	1年超	1百万円	合計	4百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未經過リース料 <table> <tr><td> 1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>6百万円</td></tr> </table>	1年内	3百万円	1年超	2百万円	合計	6百万円																																																																														
1年内	3百万円																																																																																																	
1年超	4百万円																																																																																																	
合計	8百万円																																																																																																	
1年内	2百万円																																																																																																	
1年超	1百万円																																																																																																	
合計	4百万円																																																																																																	
1年内	3百万円																																																																																																	
1年超	2百万円																																																																																																	
合計	6百万円																																																																																																	

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはございません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)										
		<p>(新株予約権の消却)</p> <p>当行は平成19年4月25日開催の取締役会において、当行が平成17年12月12日に発行した第7回乃至第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）について、本新株予約権の発行要項及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成17年政令第367号）第13条第1項の規定に基づき、取得日において残存する本新株予約権の全部を取得し、かつ取得後直ちにすべての本新株予約権を消却することを決議し、平成19年6月4日に下記概要のとおり、取得日において残存する本新株予約権の全部を取得し、消却いたしました。</p> <p>取得及び消却した本新株予約権の概要</p> <table border="1" data-bbox="932 927 1310 1261"> <tr> <td>取得及び消却した銘柄</td> <td>株式会社北日本銀行第7回乃至第9回新株予約権</td> </tr> <tr> <td>取得及び消却した数</td> <td>合計45個</td> </tr> <tr> <td>取得日及び消却日</td> <td>平成19年6月4日</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>本新株予約権1個あたり金35,000円（合計金1,575,000円）</td> </tr> <tr> <td>消却後に残存する数</td> <td>0個</td> </tr> </table>	取得及び消却した銘柄	株式会社北日本銀行第7回乃至第9回新株予約権	取得及び消却した数	合計45個	取得日及び消却日	平成19年6月4日	取得価額	本新株予約権1個あたり金35,000円（合計金1,575,000円）	消却後に残存する数	0個
取得及び消却した銘柄	株式会社北日本銀行第7回乃至第9回新株予約権											
取得及び消却した数	合計45個											
取得日及び消却日	平成19年6月4日											
取得価額	本新株予約権1個あたり金35,000円（合計金1,575,000円）											
消却後に残存する数	0個											

[前へ](#)

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月16日開催の取締役会において、第104期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	262百万円
--------	--------

1株当たりの中間配当金	30円00銭
-------------	--------

支払請求の効力発生日および支払開始日	平成19年12月10日
--------------------	-------------

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|-------------------------|--|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成18年4月1日
(第103期) 至 平成19年3月31日 | 平成19年6月25日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号（債権取立不能又は取立遅延のおそれ）に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年7月5日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年7月27日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 平成19年6月25日に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成19年10月26日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書の
訂正報告書 | 平成19年7月27日に提出した臨時報告書（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。 | 平成19年8月3日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 訂正発行登録書
（社債） | 平成17年7月15日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成19年6月25日
関東財務局長に提出。
平成19年7月5日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 自己株券買付状況
報告書 | 自 平成19年10月1日
至 平成19年10月31日
自 平成19年11月1日
至 平成19年11月30日 | 平成19年11月15日
関東財務局長に提出。
平成19年12月14日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社北日本銀行
取締役会 御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 永 田 哲 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 下 田 栄 行 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北日本銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社北日本銀行
取締役会 御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 永 田 哲 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 下 田 栄 行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北日本銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社北日本銀行
取締役会 御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 永 田 哲 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 下 田 栄 行 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北日本銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北日本銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社北日本銀行
取締役会 御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 永 田 哲 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 下 田 栄 行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北日本銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北日本銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。